

## 【子の所在特定に関するフローチャート案】

### 中央当局による申請書の受領

(申請書に記載される情報例)

モデル・フォーマットに含まれている情報。ただし、申請者は下記情報を全て記載することが義務付けられている訳ではない(中央当局が受領する申請書に記載されている情報はあくまで申請者が把握している限りの情報)。

子の情報(氏名、生年月日、国籍、連れ去り前の常居所在地、旅券又は ID 番号、特徴・写真等)

子の母親と父親の情報(氏名、生年月日、国籍、職業、常居所在地、旅券又は ID 番号、両親の結婚した年月日及び場所)

申請者の情報(氏名、国籍、職業、住所、旅券又は ID 番号、子との関係、該当する場合は弁護士の氏名と連絡先)

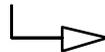
子が所在すると想定される場所(子を不法に連れ去り又は留置していると考えられる者の氏名、生年月日、国籍、職業、判明する最新の住所、旅券又は ID 番号、特徴・写真等)

子の現住所

子の所在情報について追加情報を提供し得ると考えられる第三者の情報



(子が日本に入国したか不明の場合)



申請書に子と共に所在すると想定される者の住所等が記載されていれば、中央当局は当該住所に連絡。

中央当局は、法務大臣(法務省入国管理局)に対し、子及び子を連れ去ったと思われる者の情報(氏名、生年月日、国籍等)を提示の上、当該子及び子を連れ去ったと思われる者の出入国記録の提供を依頼。



(日本に所在していることが判明した場合)



(日本に所在しないことが判明した場合)

申請者が提供する情報からは、子及び子を連れ去ったと思われる者の現住所が不明の場合。

ア) 中央当局は、外務大臣(外務省旅券課)に対し、子及び子を連れ去ったと思われる者の情報(氏名、生年月日)を提示の上、当該子及び子を連れ去ったと思われる者の一般旅券発給申請書の提供を依頼。中央当局は、同申請書から本籍地を確認。

イ) 中央当局は、子及び子を連れ去ったと思われる者が本籍をおく市町村長に対し、戸籍附票の提供を依頼。中央当局は、同戸籍附票から住民票に記載されている住所を確認。

ウ) 中央当局は、子及び子を連れ去ったと思われる者が、我が国への入国に際して提出する様式を所管する行政機関の長に対し、その様式に記載されている住所・居所の提供を依頼する。

中央当局は子が日本に所在しないとして申請を却下(又は子が他の締約国に現に所在すると信ずるに足りる理由がある場合には、申請を当該他の締約国の中央当局に転達)。

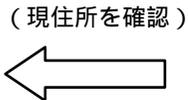


(住民票の住所が確認できた場合)



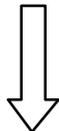
(住民票の住所が判明しなかった場合)

中央当局は子と共にいる親に連絡する。



(現住所を確認)

子を連れ去った者の親族の情報を確認。中央当局は、子及び子を連れ去ったと思われる者が本籍を有する市町村の長に対し、戸籍の提供を依頼。戸籍に記載される親族についてもイ)と同様の方法で戸籍附票から住民票に記載されている住所を確認。



(連絡をとったものの、別の場所に居住している等の理由で、子の所在を特定できなかった場合)



(親族に連絡をとっても、子の所在を特定できなかった場合)

中央当局は、申請者に対し子の所在を特定する上で手がかりとなり得る追加情報の提供を求める。

例えば

- 子の通っている学校名、又は学校の所在する地域について情報提供がある場合 中央当局は地方自治体等に就学情報の照会を行う。
- 子が居住していると考えられる地域名を提供する場合 (右地域が住民票上登録されている地域とは異なる場合) 中央当局は地方自治体(市町村長)に社会給付申請情報の照会を行う。